



市街地



© しらかわん

定率タクシー

実証実験

自宅から目的地（市街地内）間のタクシー
運賃を定率（2分の1）助成します！

令和7年

期 間

8月1日（金）～10月31日（金）

※期間中であっても、予算上限に達し次第事業を終了する場合があります。

時 間

午前9時～午後9時

対 象 者

市街地に住民登録があり、次のいずれかに該当する方

①令和8年3月31日時点で65歳以上の方

②障がい者手帳をお持ちの方

（①②ともに運転免許証の有無は問いません）

助 成 額

運賃の2分の1

（算定した額に100円未満の端数がある場合は、切り上げた額）

※バス・タクシー移動支援助成券は利用できません。

対象区間

住民登録がある自宅⇄市街地内の目的地

市街地：市内のうち小田川地区、大沼地区、五箇地区、関辺地区、白坂地区、旗宿地区、表郷地域、大信地域、東地域を除く区域（裏面の乗降可能エリア参照）。

※ただし、次の3施設については例外的に市街地として認めます。

「新白河駅（西郷村）」「かねこクリニック（西郷村）」「白河厚生総合病院（小田川地区）」

※乗降のいずれかに「自宅」を含まない

市街地内の移動はできません。

「こみねっと（市循環バス）」や「通常のタクシー」等
をご利用ください。



利用例

○：利用できます

✕：利用できません



自宅（市街地）



医療施設（市街地）



自宅（市街地）

「市街地以外」への移動はできません



自宅（市街地）



医療施設（市街地以外）



自宅（市街地）

乗降のいずれかに「自宅」を含まない市街地内の移動はできません



自宅（市街地）



医療施設（市街地）



商業施設（市街地）



自宅（市街地）

ご利用方法の詳細は裏面をご覧ください

お問い合わせ先 白河市生活防災課公共交通係 電話：0248-22-1111（代表）

利用方法

1 利用登録（ご利用には、利用登録証（無料）が必要です。）

◆申請方法◆

- ①市役所生活防災課窓口で申請するか、または右のQRコードから電子申請を行ってください。
- ②「利用登録証」を窓口で交付、または後日ご自宅に送付します。
- ③「利用登録証」がお手元に届き次第、ご利用いただけます。

**※令和7年度バス・タクシー移動支援助成券を交付済みの方は、申請不要です。
ご自宅に利用登録証を送付します。**



【電子申請用QRコード】

2 タクシー乗車

- 乗車の際に「利用登録証」を乗務員にご提示ください。
- 電話でタクシーを呼ぶ際は『定率タクシー利用の旨』、『利用者番号』、『氏名』をお伝えください。

利用できるタクシー会社		
事業者名	白河観光交通(株)	光タクシー(株)
電話番号	(0248) 27-3300	(0248) 22-0111

■利用上の注意■

- 9：00～21：00の時間帯に乗車した分が助成対象です。**
- 運行状況により、配車までにお時間をいただく場合があります。あらかじめご了承ください。**
- 登録者の同一世帯の方、または登録者同士で相乗りができます。
- タクシーを目的地等で待機させることはできません。
- ジャンボタクシーは利用できません。
- 寄り道はできません。

3 運賃お支払い

- 降車時に自己負担分の運賃をお支払いください。

例1:タクシー運賃 2,000 円の場合⇒自己負担分1,000円（差額の1,000円分は市が助成します。）
例2:タクシー運賃 2,500 円の場合⇒自己負担分1,200円（差額の1,300円分は市が助成します。）

- 期間中であれば何回でもご利用いただけます。
- 介護保険適用外の場合に限り、車いすタクシーも利用可能です。

ただし、作業料は別途利用者負担となります。

- バス・タクシー移動支援助成券は利用できません。**

乗降可能エリア（字+3施設）

【あ】会津町、明戸、旭町一丁目、旭町三丁目、旭町二丁目、愛宕町 【い】飯沢、飯沢山、家ノ前、池下、池下裏、池下向山、石切場、一番町
【う】上ノ台、上野原、上ノ原、薄葉、内薄葉、馬町、馬町裏、馬町下、裏山 【え】焰硝蔵山、円明寺 【お】老久保、老久保山、追廻、大暮矢見山、大坂山、大手町、和尚壇、和尚壇山、鬼越、鬼越道下、鬼越山、女石 【か】郭内、影鬼越、カケン沢、鍛冶町、金屋町、かねこクリニック、金子平、亀石、寒晒山、勘定町、関川窪 【き】北裏、北中川原、北登り町、北堀川端、北堀切、北真舟、金勝寺、金勝寺東、金鈴 【く】九番町、九番町西裏 【け】下座場 【こ】金神山、合戦坂、合戦坂道上、合戦坂道下、御器洗、五番町川原、小丸山、五郎窪、五郎窪北、五郎窪山、転坂 【さ】細工町、宰領町、栄町、左久保、桜町、三番町、三本松、三本松山 【し】塩路山、士多町、士多町東、七番町、十三原道上、十三原道下、十文字、菖蒲沢、昭和町、白井掛、白井掛下、白河厚生総合病院、新池、新大久保、新蔵町、新白河一丁目、新白河二丁目、新白河三丁目、新白河四丁目、新白河五丁目、新白河駅、新高山、新夏梨、新道 【す】菅生館 【せ】瀬戸原 【そ】束前町、外薄葉 【た】大工町、鷹匠町、高山、高山西、立石、立石山、田中山、田町 【つ】鶴芝、鶴巻、鶴巻山 【て】手代町、寺小路、天神町 【と】道場小路、道場町、東武塚、土武塚 【な】中島、中田、中野山、中町、中町北裏、中山、中山下、中山東、中山南、梨木平、夏梨、夏梨前、南湖 【に】仁井町、西大沼、西小丸山、西三坂、西三坂山、西文珠山、二番町、入道坂 【ね】年貢町 【の】登り町 【は】ハイ坂、八幡小路、八幡山、八竜神、花見坂、葉ノ木平、番士小路 【ひ】火打石、日影、東大沼、東小丸山、東三坂、東三坂山、日向 【ふ】風神下、風神山、風神山東、袋町、藤沢、藤沢窪、藤沢山、古池、古高山 【へ】蛇石 【ほ】豊年 【ま】前山、町田、松並、的石前、真舟、丸小山 【み】みさか一丁目、みさか二丁目、道東、三ツ峯、南家ノ前、南池下、南池下山、南菖蒲沢、南中川原、南登り町、南堀川端、南堀切、南町、南真舟 【む】向新蔵、向寺、向山 【め】巡り矢 【も】本町、本町北裏、文珠山 【や】八百屋町、弥吉下、屋敷添、弥次郎窪 【ゆ】結城、友月山 【よ】横町、与惣小屋、与惣小屋山、四ツ谷、米村道北、米山越 【ら】羅漢、羅漢前、羅漢山 【ろ】六反山 【わ】早稲田